

## I 基本方針

ここ数年、新型コロナウイルス感染症による大きな波が全国に何度も押し寄せた。こうした中であっても、東京労働局の集計（令和4年6月1日現在）によれば、都内民間企業の雇用障害者数は約22万8千人で、前年比約8千9百人増加、実雇用率では2.14%と前年から0.05ポイント上昇し、いずれも過去最高を更新した。障害者の法定雇用率を達成した企業の割合は32.5%と前年から1.6ポイント上昇した。

また、国の障害者就労支援施策の大きな動向としては、民間企業に義務付けられている法定雇用率が、現在の2.3%から段階的に引き上げられ、令和6年4月に2.5%、令和8年7月には2.7%となることが決まっている。

そして、令和6年4月以降、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の就労機会の拡大のため、当該短時間労働者（週所定労働時間10時間以上20時間未満）が実雇用率の算定の対象となるとともに、「就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用」、さらに就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援の創設」などが順次施行される。

こうした状況の中、令和5年度は当事業団の「障害者就労支援事業推進プラン」改定の年に当たるため、様々な課題・目標に対応しながら同プランの検討・策定を進めるとともに、杉並区から受託して実施する障害者就労支援センター事業、障害者総合支援法に基づく障害者就労移行支援事業・就労定着支援事業、そして定款に定められた各種事業を着実に実施していく。

また、具体的には以下の項目を重点的に取り組むこととする。

- ① 障害者の多様な就労ニーズに対する各種アセスメント（職業評価・GATB(一般職業適性検査)・PCスキルチェック)の充実
- ② 働く障害者の1年後の職場定着率の向上
- ③ 支援困難ケースに対するチーム及び職員個々の対応力の向上
- ④ 地域のニーズに応じた障害福祉サービス（生活訓練）等の検討

なお、各種事業の実施に当たっては常に見直しを行い、より効率的な事業執行に努めるとともに、日常の業務及びOJT研修などを通じて障害者の就労支援と企業の雇用支援を支える人材の育成・確保を図ることにより、利用者に対するサービスの質を高めていく。